



精神科訪問看護のご案内

精神科訪問看護

当院では、当院に通院されている方を対象に訪問看護を行っています。

精神科訪問看護って何ですか？

精神に障害を持ちながら地域で生活している方が、家庭や地域社会で安心して日常生活を送ることができるようスタッフ（看護師・精神保健福祉士・作業療法士など）が定期的に訪問し、日常生活の相談・援助・指導・支援などを行います。ご利用者様が家庭や地域社会の中で、より安定した生活を送れるようお手伝いするのが精神科訪問看護です。

こんな時ご相談ください。

- 身のまわりのことや、食生活がうまくできない
- 夜眠れない、日中眠気がある、など生活リズムが整わない
- 外来通院ができず、入退院を繰り返してしまう
- 治療についてよくわからない、薬がきちんと飲めない
- 人とうまく話したり、付き合うことができない
- 本人に（家族として）どのように対応したらよいのかわからない
- 社会資源の活用の仕方がわからない



以上のようなご利用者様ご本人やご家族の抱える生活・療養を困難にさせている日常生活の中で起こる様々な問題をとともに考えて、通院・在宅治療を継続できるよう支援を行います。このほかにも訪問が適用されるケースがございます。診察時に当院医師、看護師、または精神保健福祉士までご相談ください。

具体的援助内容

- 症状のコントロールや治療の継続
- 家族関係の調整
- 対人関係の相談
- リフレッシュへの援助
- 日常生活の援助
- 家族の悩み事や不安の解消
- 社会資源の活用援助
- 今後の生活設計などに関する相談

訪問看護を受けるには

主治医または病棟・外来看護師・精神保健福祉士にご相談ください。
訪問看護を開始するには主治医の指示が必要です。

- ※必要書類：
• 医師の電子カルテによる指示箋（主治医が入力）
• 訪問看護同意書（家族・本人が署名）



★訪問の日程★

オリエンテーション時に初回の訪問日を相談します。
以後はその都度お知らせします。

★訪問回数★

- ①訪問回数は症状やご希望に応じて主治医と相談しながら行います。
- ②退院後3か月以内は最高週5回、3か月後は週3回まで可能です。

★訪問者★

訪問看護担当看護師、地域連携室の精神保健福祉士、作業療法士が
担当します。

※1～2名で訪問いたします。

私服、病院名の入ってない車で伺います。

★訪問時間★

30分～1時間程度です。



★訪問看護料★

各種健康保険が適用になります。

自立支援医療制度が利用できます。

対象者	負担額	
生活保護受給者	自己負担はありません	
各種医療保険受給者	医療費の3割負担	訪問看護スタッフ1名 1,740円 訪問看護スタッフ2名 3,090円
各種医療保険受給者 自立支援医療ご利用の場合	医療費の1割負担	訪問看護スタッフ1名 580円 訪問看護スタッフ2名 1,030円

※ただし！

自立支援医療を利用されている方で、ひと月に通院、デイケア、訪問看護等の利用で自立支援医療受給者証に記載されている自己負担上限額を超えた場合、それ以上の利用は無料になります。



★交通費★

病院からの移動距離に応じて負担していただきます。

※利用料 1回の訪問毎に 250円 + (1km 13円) × 往復の距離が加算となります。

訪問看護費、交通費は外来受診時にまとめて支払っていただきます。

